

新型コロナウイルス感染症による影響を
克服する経済対策を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣 あ て
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
経 済 産 業 大 臣
国 土 交 通 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言するなど、国際的な脅威となっている。

政府は、これまで感染拡大防止に向けた対策を講じてきたものの、本県においても新たに感染者が確認されるなど、未だ終息に向けた見通しは立たず、国民の不安はますます高まっている。

こうした中、観光関連産業ではキャンセルが相次ぐとともに、製造業ではサプライチェーンの混乱により生産に遅延が生じるなど、中小・小規模事業者をはじめとして、地域経済への影響も深刻化している。

よって、本県議会は、国会及び政府において、新型コロナウイルス感染症による影響を克服するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 中小・小規模事業者に対する資金繰り支援や雇用対策について、制度の十分な周知や迅速な手続及び現場の実情に応じた手厚い措置を実施すること。
- 2 国内外における風評被害防止に努めるとともに、将来の観光需要回復に向けた支援を行うこと。
- 3 感染症の拡大防止策に伴って休業せざるを得なくなった場合の助成金等、雇用の維持や所得の確保に向けた取組を迅速に実施すること。
- 4 時差出勤やテレワーク等の柔軟な働き方や従業員が休みやすい環境整備のための取組に対する支援を拡充すること。
- 5 感染が一定終息した段階において、広範かつ大胆な観光振興対策を含む大規模な経済対策を実施すること。